

はなみずき

学校だより

磐田市立竜洋西小学校

令和3年6月22日

~えがお かがやく にしのこ~

「西の子」のよさや頑張りが広がっています

6月8日(火)に行われた会礼で、子どもたちのよさや頑張っていることのうち2つのことについて、ビデオ映像を流しながら紹介しました。

まずは、挨拶です。5月の会礼では「どうして挨拶をするのですか?」「何のために挨拶をするのですか。」と子どもたちに投げ掛けました。今回の会礼では、朝、昇降口ですばらしい挨拶をしている子どもたちの様子を撮影した映像を通して、紹介しました。翌日から会釈をして挨拶をする子、「〇〇先生、おはようございます。」と名前を呼んで挨拶をする子、顔を見て挨拶をする子、立ち止まって挨拶する子など、「気持ちのよい挨拶の輪」がさらに広まってきました。

次に、集団登校です。狭い歩道を一列に並んで安全に登校している姿、信号のある 交差点で、横断旗を広げ、左右の確認をしながら、下級生の安全を守っている高学年 の姿など、挨拶と同じように撮影した映像を通して紹介しました。6月18日(金) に開催した民生委員児童委員等との懇談会では、地域での挨拶や集団登校を頑張って いる子どもたちの姿を褒めていただきました。

子どもたちの「すばらしい挨拶」「安全な集団登校」がこれからも継続し、さらに 広げていけるように、御家庭でのお子様の姿や地域で「集団登校の8つの約束」を実 践して登校している子どもたちの姿をぜひ褒めていただきたいと思います。

竜洋西小PTA「集団登校の8つの約束」

- 1 集合場所には、グループで決めた時刻に集合し、元気よく挨拶をする。
 - ※出発時刻に間に合うように集合し、全員が揃ったら集団登校を始めます。
 - ※全員が揃ったら、班長が「おはようございます。今から集団登校を始めます。」と言い、それに続いて班員が「始めましょう。」と言ってから出発します。
- 2 遅れる子がいても、決められた時刻に出発する。
 - ※欠席や遅刻をする場合には、「欠席届」を同じ登校班の児童にお渡しください。また、都合により「欠席届」を渡すことができない場合であっても欠席や遅刻することを同じ登校班の児童にお伝えください。
- 3 小さい学年の子の歩く速さに気を付けて歩く。
- 4 車道にはみ出さないように歩く。
- 5 ふざけ合いや石けりなどをしないで歩く。
- 6 交通量が多く危険な場所や雨の日は1列で歩く。
- 7 道を歩くときは、「止まる、手を挙げる、左右を見る」をする。
 - ※班長、副班長は横断旗をすぐに広げられるように、登校前にはゴムやひも等で留めてある旗 を広げておきます。
- 8 学校に着いたら終わりの挨拶をする。

参観会 今回も2グループに分けて開催します

PTA参観会について、通知でお知らせをさせていただいたとおり、新型コロナウイル ス感染予防を踏まえて「密集」「密接」を避けるために、4月と同様 に地区ごとの2グループに分けて実施をさせていただきます。なお、 両日ともに懇談会は行わず、教育相談の時間を設けさせていただき ます。なお、あらかじめ決めさせていただいた日の御都合が悪い場合 には、もう一方の日にお越しくださって結構です。



日時	地区名			
6月29日(火)	西堀	野崎	内名	吹上・豊岡団地
14:00~14:45	敷地A・B・C	江口	金洗A・B・C	学区外
6月30日(水) 14:00~14:45	本町・砂町・ 十郎島	中町・田町・ 大当町・横町	新町・蟹町	東町A・B
	西白羽・長手	東白羽A・B	川袋上・下	

保護者面談について



7月13日(火)~16日(金)及び27日(火)の期間に、保護者面 談を実施させていただきます。保護者の皆様からお子様の御家庭での 様子を教えていただいたり、担任から学校での様子についてお伝えし たりします。保護者面談の詳細については、後日配付する通知にて御 確認ください。大変お忙し中ですが、御協力お願いします。

PTAコーナ

6月5日(土)に資源回収が行われまし た。天候が心配されましたが、朝早くから、 回収、運搬作業を行っていただきました。各 御家庭並びに地域の皆様から、たくさんの 新聞や雑誌、アルミ缶などが集まりました。 今回の資源回収で得られた収益は、図書購 入や環境整備等子どもたちのために有効に 活用させていただきます。御協力ありがと うございました。



静岡県内の新型コロナウイルスの感染者数は高止まりしたままです。これまでと同 様、引き続き、油断できない状況です。御家庭でも感染予防への御協力お願いします。 以下に該当することが生じた場合には、学校(0538-66-2134)へ御連絡ください。な お、土曜日、日曜日の場合には、磐田市役所代表(0538-37-2111)へ御連絡ください。

- ①お子様本人もしくは同居の御家族が新型コロナウイルス陽性となった場合
- ②お子様が濃厚接触者となった場合、もしくは、その可能性が生じた場合
- ③同居の御家族が濃厚接触者となった場合